

# 農業のグローバル化に対応するJAの役割の研究

## ——農産品へのアンチダンピング措置に注目して——

小樽商科大学商学部 小林 友彦

### I. 問題の所在

本研究の目的は、農産品に対するアンチダンピング（以下、ADと略する）措置が利用される場合にJAが果たしうる役割について、実際的な方策を検討するにあたって有用な理論的基礎を提示することにある<sup>1)</sup>。

AD措置とは、特定の国から正常価額を下回る価格で輸出された外国産品（農産品か鉱工業品かを問わない）によって国内産業が損害を被ることを防止するために輸入国政府が課す行政措置である。補助金相殺関税及び緊急関税（セーフガード）措置と並んで、1947年の「関税及び貿易に関する一般協定」（以下、GATTと略する）において国際ルールが設けられた際にも一定の条件の下で認められた。その後、数次にわたる交渉を経て、1995年に発効した「世界貿易機関を設立する協定」（以下、WTO協定と略する）の一部である「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」（以下、AD協定と略する）によって、全加盟国がAD処置に関するさらなる国際ルールの規律に服することとなった。

農産品に対するAD措置を発動するまでには、ダンピングの認定、損害の認定及び因果関係の認定において、鉱工業品の場合と事情が異なる。我が国では、これまで何度か農産品に対するAD措置をとるよう申請がなされたものの、いまだ調査が開始された例すらない。しかしながら、所定の条件を満たし効果的に利用されれば、個別の不公正貿易に対抗するための有用な法的手段である。また、AD調査を申請したからといって必ずしも関税措置のみに帰結するとは限らず、関係国の業界団体同士の民間合意による処

---

1) 本稿は、今日最も関心が高くかつ實際上問題となりやすいAD措置を対象を限定する。多くの論点においてAD措置と補助金相殺関税措置と共通する点があるものの、輸出補助金を許容する農業協定との規律関係に関わる問題もあるため、補助金相殺関税措置については別稿に譲る。

理も可能である。

他方で、AD制度を利用するには輸入国側の関係業界が総体として取り組むことが重要であり、相応の時間的・経済的負担も求められる。それゆえ、我が国に関しては今一度JAの果たしうる指導的・調整的役割を再検討することが重要となる。

折しも、WTOドーハ・ラウンド交渉は遅々としつつも農産品市場アクセスの改善を追求しており、関税率低減に伴って生じる国際競争の激化の副産物としてダンピング行為が増加すれば我が国農業界にさらなる損害が生じる可能性がある。我が国政府も、従来は鉱工業品について外国政府にAD措置の標的とされることが多かったことからAD措置に対して消極的な姿勢であったものの、近年では国際法上認められた手段としてAD措置を適宜用いることに前向きな姿勢に転換した。

第24回JA全国大会においては、国際化のもとでのJAグループの取組みとして公正な貿易ルールの確立に向けた取組みを強化するとともに、海外の農業団体との連携をはかることが決議されたところである<sup>2)</sup>。それゆえ、JAがAD制度についてどのような形で公正な貿易の確保に貢献できるか検討することは、時宜にかなっていると言えよう。本研究では、特に農産品に係るAD措置に関してJAが果たしうる役割と課題を検討する。

## II. AD制度の利用法

### 1. AD制度に関するWTO協定の規律

今日のようなAD制度は、1911年にカナダで最初に法制化されて以来、一世紀以上にわたって貿易制限を正当化するために用いられてきた。1947年GATTにおいても、第6条における一定の要件を満たすことを条件として、最恵国待遇や内国民待遇の例外として認められた。「締約国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが締約国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める」と規定する第6条第1項第1文に、

---

2) 「食と農を結ぶ活力あるJAづくり—『農』と『共生』の世紀を実現するために」(第24回JA全国大会決議(平成18年10月))。

その性質が端的に表れている。正常価額より低い価額で輸出することが「ダンピング」の定義であり、ダンピングによって輸入国内の同種製品の生産者に実質的損害を与える又は与える恐れのある場合に、対抗措置としてダンピングの程度（いわゆる「ダンピングマージン」）に相当する上乗せ関税を課すことが正当化される。上記要件とは、ダンピングの存在、損害又はその恐れが存在、及び両者の因果関係の存在の3点に整理される。

個々のAD措置の発動のための手続及び要件は各国の関係法令に基づくものの、AD協定が当該関係法令の規定について国際的基準・要件を定めている。従来から、GATT体制下で関税障壁が低減された時期や不況期には、競争が激化することに伴ってダンピングが発生しやすいという指摘があり、ダンピングに対する対抗手段であるAD措置もほぼその時期に対応して多用されてきた。他方で、それが自由競争の進展に逆行するような保護主義的措置として濫用されやすいという批判もあり、主要な非関税障壁として徐々に国際的規律が強化・明確化されてきた<sup>3)</sup>。ケネディ・ラウンドの成果としての1967年AD協定、東京ラウンドの成果としての1979年AD協定を経て、1995年以降は、WTO協定の一部となった1994年GATT及びAD協定によって、より詳細な規則が適用される。

さらに、現在進行中のいわゆるドーハ・ラウンド交渉においては、いわゆるルール交渉の一環としてAD協定のさらなる明確化及び改善が追求されている。これは、ダンピング・損害・因果関係それぞれの認定及び当初調査・見直し調査の手続等において、各国にまだまだ広い裁量の余地が残されており、各国法令が区々であることによって貿易阻害効果が生じているという問題意識があるためである。ただし、ドーハ・ラウンド交渉自体が、主として市場アクセス交渉の成否に依存しており、妥結までの見通しは不透明である上<sup>4)</sup>、AD協定の改正の在り方については、主要な論点について加盟国間の議論の隔たりがまだまだ大きい<sup>5)</sup>。

3) 経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書2009年版』(2009), 229頁。

4) 拙稿「WTO協定を改正する際の国際法上の論点——ラウンド交渉による政治的合意の法的効力を確保するための方策——」『国際法外交雑誌』105巻3号(2006), 68頁以下参照。

5) Rules Negotiating Group, Informal Open-Ended Meeting with Senior Officials : 25 November 2009, Statement by the Chairman, TN/RL/W/246, 27 November 2009, 4.

## 2. 我が国のAD制度

### (1) 関連法令

我が国は、1910年の関税定率法改正時にAD措置を法制化する等<sup>6)</sup>、AD措置に関して100年に及ぶ長い歴史を有する。今日における関連法制としては、「関税定率法」(以下、特に断らない限り「法」とは本法を指す)<sup>7)</sup>及び「不当廉売関税に関する政令」(いわゆるAD政令)<sup>8)</sup>があり、それを「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」(いわゆるADガイドライン)が補完する。現行法上、AD措置とは、ダンピング、損害及び因果関係が当局により認定された場合に、一般関税に上乗せした特殊関税を課するという形で又は価格約束に基づいて輸入の最低価格又は上限数量を設定するという形で発動される。ダンピング、損害及び因果関係の存否に関する実態的要件及び認定手続については、AD政令及びADガイドラインに規定された細則に基づく<sup>9)</sup>。AD政令及びADガイドラインは2009年3月に改訂され<sup>10)</sup>、より手続的な透明性が高められた。具体的には、仮決定の手続が明確化されたことで、ダンピング・損害・因果関係について確定的な判断がなされる前であっても、緊急に救済が必要な場合に即応することができるようになった。

関税定率法においてAD措置の規定が設けられたのは古いものの、GATT及びWTO協定に併せて適宜改正が施された。また、AD政令はAD協定の発効に合わせて全面改定されたため、個別の手続及び要件については、今日おおむねAD協定に沿った内容となっている。なお、AD協定と国内関係法令の関係では、WTO協定発効段階で所要の国内担保法令を整備したものの、AD協定第2条、第3条、第6条等に定める国際義務について国内法令に不足があれば、AD協定を直接適用することとしている<sup>11)</sup>。

### (2) 認定手続

まず、関税定率法第8条は、「不当廉売」ないしダンピングについて「貨物を、輸出

6) GATT, *Anti-Dumping and Countervailing Duties* (1958), p. 6.

7) 明治43年法律第54号。

8) 平成6年政令第416号。

9) 関税定率法第8条第37項。

10) 平成21年3月31日政令第110号。2009年4月1日に施行された不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインについては、財務省ウェブサイトの関連ページ参照。

[http://www.customs.go.jp/tokusyuu/ad\\_gl.htm](http://www.customs.go.jp/tokusyuu/ad_gl.htm)

国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとしてAD政令で定める価格（以下、この条において「正常価格」という）より低い価格で輸出のために販売すること」と定義し、そのような行為が「本邦の産業[中略]に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる」場合に、「本邦の産業を保護するために必要があると認められるとき」は、AD関税を課すことができると定める（同条第1項）。

実際にAD措置が発動されるためには、政府による調査が行われる必要がある。まず、「本邦の産業に利害関係を有する者」が上記3要件に関する十分な証拠を備えて政府に申請を行うか、政府自身がそのような証拠があると認める場合に、政府は調査を開始する（法第8条第4項及び第5項）。AD措置が一部の非効率な生産者の保護のために用いられないよう、ダンピングされる産品と同種の産品を生産する輸入国内生産者の「相当な割合」以上の賛同を要することとしている<sup>12)</sup>。なお、この「相当な割合」とは原則として過半数を指す<sup>13)</sup>。

AD調査は、開始されてから原則1年以内、最長でも1年6か月以内に終了する必要がある（法第8条第6項）。これは、調査が長引くことで調査対象企業の企業活動が阻害されることを防止することが目的であり、仮に1年6か月以内にダンピング、損害及び因果関係の判断がつかねる場合にはAD措置の発動が正当化できないものと判断する他ない。ただし、調査の遂行中であっても、急激な輸入増加等から我が国の産業を保護するために必要だと証拠から判断された場合は、最終的な結論が出るまでの間、暫定的に政府が関税引き上げ等のAD措置（いわゆる「暫定措置」ないし「仮措置」）をとることが可能である（同条第9項）。

AD調査の最終的な帰結としては、調査当局にはAD措置を発動するかしないか判断することが義務付けられる。ここでAD措置には2種類の形式がある。第1に、ダン

---

11) See e.g., Notification of Laws and Regulations under Articles 18.5 and 32.6 of the Agreements: Replies of Japan to Questions posed by Australia, G/ADP/Q1/JPN/1, 9 August 1996; Notification of Laws and Regulations under Articles 18.5 and 32.6 of the Agreements: Replies of Japan to Questions posed by Canada, G/ADP/Q1/JPN/2, 9 August 1996.

12) AD政令第4条第1項。

13) ADガイドライン第4(1)パラグラフ。

ピング、損害又は因果関係という3要件の全てを満たすという理由でAD関税を課すことである。第2に、調査対象企業が我が国政府に対して、我が国の産業に損害を与えないような水準の価格でのみ輸出すると約束（いわゆる「価格約束」）し、輸入国政府がこれを受け入れて調査を中止することである（法第8条第7項）。

AD調査を完了してAD措置を発動する際、5年を超えない有効期間を設定することができる。当該期間中に、当初調査中に確認できなかった事情が生じれば、個別に見直しを行う必要がある。具体的には3種類の見直し手続が規定されている。第1に、当初調査中に調査対象となっていなかった企業（いわゆる「新規供給者」）へのAD措置の適用について決定するための見直し（いわゆる「新規供給者見直し」）（法第8条第12項）がある。第2に、当初調査中に確認したダンピング又は損害に関する事情の変更があった場合にそれを調整するための見直し（いわゆる「事情変更見直し」）（同条第20項）がある。また、第3に、当初設定した期間の満了前までに行う見直し（いわゆる「サンセット見直し」）によって、後にダンピング及び損害が継続し又は再発する恐れがあると認める場合には、AD措置の適用をさらに5年を超えない範囲で延長することができる（同条第25項及び第30条）。

なお、これら3種類の見直し手続に加えて、AD措置発動中に輸入者が納付した関税の額よりも実際のダンピングマージン（「不当廉売差額」）が下回っていた場合、当該輸入者は過払い分の還付を求めること（還付請求）ができる（法第8条第32項）。これは税額の更生に相当する作業であり、それ以降のダンピングマージンの変更を伴わないという点で既存措置の「変更」を意味しないため、上記3種類の見直しとは性質を異にする。

### (3) 運用実績

これまで、1947年GATTの時代を含めてAD措置の発動実績は4件であり<sup>14)</sup>、いずれも鉱工業品に対する措置である。現行AD協定の規律の下では韓国・台湾からのポリエステル短繊維に対する措置と南ア・豪州・中国・スペインからの電解二酸化マンガンをに対する措置の2件にとどまる。

---

14) 経済産業省ウェブサイト参照。

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/trade-remedy/ad/ad\\_gaiyou.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/ad/ad_gaiyou.html)

関税定率法においては、上述の通りAD協定が定める3要件に加えて「我が国の産業を保護するために必要があると認められるとき」という保護の必要性の要件を課している点で、我が国の法令はAD措置に謙抑的だと見られる。ただし、いかなる場合に「必要があると認められる」かについて、本法の実施の細則を定めるAD政令において規定がなく<sup>15)</sup>、この要件が実務上いかなる意義を有するかについて法令上の不明確さがある。法令の運用においては、1930年代以来、我が国製造業による鉱工業品の輸出が欧米先進国等によるAD措置の主たる対象となってきた経緯もあり、我が国政府及び産業界は貿易立国としての日本の発展の障害としてAD措置を消極的にとらえる傾向があった。また、農産品については、関税障壁によって相当程度の保護が得られてきたため、AD措置の必要性があまり高くないと見られてきた。

しかしながら、欧州連合（かつての欧州連合体）がAD措置よりも可変課徴金制度を主として利用したのに対し、北米自由貿易協定を形成する米国・カナダ・メキシコは、農産品に対してAD措置を少なからず用いてきた<sup>16)</sup>。我が国政府においても、最近では事情の変化が生じてきている<sup>17)</sup>。その背景として、例えば、2001年から中国と台湾がWTO協定上の便益を享有するようになったこと、2001年から開始されたドーハ・ラウンド交渉においてさらなる市場アクセスの改善（関税障壁の低減）がもたらされ国際競争が激化すると予想されること、及び、日本経済の構造変化等に伴い日本製品に対するAD措置が漸減したこと等が挙げられる。特に前2者のような状況変化は、農産品についてより大きな影響を及ぼすものと考えられている。他方で、次節において見るように、農産品の輸入に対してAD措置を用いようとする場合、鉱工業品とは異なる事情があり、実質的にAD措置を発動することに消極的に作用してきた。これらの留意点について、以下で整理する。

---

15) AD協定はAD調査を開始するための最低限の要件を定めるため、要件を加重的に設けることは禁じられない。

16) Rolf Mirus, A Review of Anti-Dumping Determinations of Agricultural Products in the North American Free Trade Agreement, *Joint Series on Competitiveness* (University of Alberta), No. 26, September 2002, 4. See also Nisha Malhotra, Horatiu A. Rus and Shinan Kassam, Antidumping Duties in the Agriculture Sector: Trade Restricting or Trade Deflecting?, paper funded by the T.A.R.G.E.T., the University of British Columbia, 2008, 15.

17) See Saadia M. Pekkanen, *Japan's Aggressive Legalism* (Stanford University Press, 2008), 110.

### 3. 農産品に関する留意点

AD措置は、その性質上、全ての物品に関して適用されうるものであって、農産品と鉱工業品とで本質的な違いはない。しかしながら、商品の特性に基づくいくつかの差異がある。第1に、WTO協定上の位置づけが異なる。もともと鉱工業品と比べて農産品については、農業協定に基づき関税障壁（市場アクセス）、補助金（国内支持及び輸出競争）、非関税障壁（特別セーフガード）のいずれの側面においても、輸入国が貿易障壁を設ける裁量の余地が広い。このため、もともとAD措置でもって不公正貿易に対抗する必要性が小さい。第2に、単位当たりの価格が低く、市場規模の小さい農産品の場合、AD措置による便益が、措置が発動されるまでにかかる時間と費用とに見合わないことがある。第3に、生鮮品又は季節性商品の場合、商品の市場価値に関して鉱工業品とは時間的制約が異なる。この点についてはドーハ・ラウンド交渉においても改善について議論されているものの、特別規則の策定は困難である。

このうち、AD措置に関して従来は上記第1の点が最も大きな要因となっていた。しかしながら、これらの要因には変化が見られる。現在進行中のドーハ・ラウンド交渉においては、農産品についても市場アクセスが相当程度向上し、特別セーフガードの規制が強化される見込みである。将来的には、農産品輸入国が従来利用してきた関税障壁及び非関税障壁による保護は弱まる方向にある。従来は輸入国家貿易によって管理されてきた穀物や乳製品のような比較的高付加価値の商品についてもダンピングによる損害を受ける可能性があり、AD措置が機能する余地が出てくる。特に中国においては輸出促進のために業界団体による組織化を進める政策をとっているため<sup>18)</sup>、生産者は小規模でも集団的かつ大規模にダンピング輸出がなされる可能性も増すといえよう。それゆえ、鉱工業品について1980年代以降に生じた状況変化と同様に、農産品についても、今後は不公正貿易による悪影響を防止するために輸入国がAD措置の発動が増すと予想される<sup>19)</sup>。

外国農産品に対するAD措置の活用可能性を検討するための出発点として、次章に

18) 農産品出口“十一五”発展规划、商務部外貿司（2006年8月24日）、第4章。日本語仮訳は、JETRO産業技術・農水産部『山東省における農水産物の生産・輸出動向』（2007年3月）、80頁以下参照。

19) Annex A to the Working Document from the Chairman, TN/RL/W/232, 28 May 2008, A-26.



においては、AD措置を用いようとする場合にJAがどのような場面で貢献できるかについて検討を加える。

### Ⅲ. 農産品AD調査におけるJAの役割

#### 1. 調査申請の準備

AD措置を発動するための実体的要件の一つである損害要件として、関税定率法第8条第1項に基づけば「本邦の産業」の「相当の割合」について実質的な損害が生じていることが必要となる。他方で、AD措置を発動するための手続的要件の一つである調査開始申請要件として、同条第4項は「本邦の産業に利害関係を有する者」が「十分な証拠」と共にAD調査を開始するよう政府に申請を行うことを求める。

ここで「本邦の産業に利害関係を有する者」については、2種類のもものが想定されている<sup>20)</sup>。第1に、「当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又はその団体」（「関係生産者等」）であって「当該生産者又は当該団体の構成員の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの」である。なお、団体の場合、その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者であるものに限定される。第2に、「当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合」（「関係労働組合」）であって「その構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるもの」である。農産品に関しては、上記1つ目の種類、特に生産者団体が主たる申請者となろう。個々の生産者が小規模である場合、総生産高の25%を超える生産者について、ダンピングに対する問題意識を集約し、必要な情報を収集してAD調査申請をとりまとめる作業は容易ではない。米国においては、業界団体やAD調査申請を行うための臨時団体が申請を行う例が見られるものの<sup>21)</sup>、我が国においては、JAの持つネットワーク機能が活用できると思われる。日頃から、輸入品の数量や価格の変動に目配りし、不自然な変化があったと思われる場合に早期に生産者の注意

---

20) AD政令第5条。

21) 最近のAD調査申請案件の申請者として、Fresh Garlic Producers AssociationやAd Hoc Shrimp Trade Action Committee (ASTAC) 等が挙げられる。

を促し、意見を集約することによって、ダンピングに対して迅速に対応することが可能となる。

次に、「十分な証拠」とは、ダンピング、損害、因果関係のそれぞれの要件について、確定的なものでなくとも、政府がAD調査を開始するに値する程度の情報を提供する必要がある。損害及び因果関係については生産者側でデータを入手できるものの、ダンピングの存在については、輸出国側の正常価額に関する情報を得る必要があり、外部の統計情報等を収集する手間がかかる。先進国においては、GDPに占める割合から見れば高い頻度でAD調査がなされているものの、結果としてAD措置の発動が認められる割合は鉱工業品に比べて低いという指摘がある等<sup>22)</sup>、十分な証拠を提出するのが常に容易なわけではない。ただし、可能な範囲で最善を尽くすことが第一の課題であり、特に中国についていえば、WTO加盟時の約束として、2016年12月までは非市場経済国（NME）としてダンピング認定時の正常価額について第三国（インド等）の情報を用いて算定できるとされているため<sup>23)</sup>、今後6年の間は相当程度負担が軽減されていると見ることができる。東南アジア等の類比しうる国における大まかな生産費用の情報等を得ることは、JAの情報収集能力をもってすればそれほど困難ではなからう。

## 2. 調査中の情報収集・提供

いったんAD調査が開始されれば、損害及び因果関係に関する客観的な証拠を提出することが必要となる。

まず損害認定に関しては、「本邦の産業」の定義がAD政令の平成21年改正によって明確化されたところであり、「当該輸入貨物を輸入した生産者が、当該輸入貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であることについての証拠を提出した場合」も、AD措置の申請を行う国内産業として認められることとなった<sup>24)</sup>。これによって、外国産品を一部輸入している生産者であっても、主たる事業が国内産品であれば、損害認定において

---

22) Richard R. Barichello and Nisha Malhotra, *Anti-Dumping, Agriculture, and the Level of Development* (August 2008), 13. Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1260378>.

23) 中国のWTO加盟議定書第15章（d）。

24) AD政令第4条。

「本邦の産業」に加えることが可能となった。

次に、因果関係の認定に関しては、調査対象企業と申請者の双方から提出された証拠を基に当局が総合的に判断することになるものの、申請者側からも、ダンピング行為と本邦の産業の被った損害との関連性を示す証拠を積極的に提出することが有効である。

我が国においては、米国のようにダンピング認定を行う当局と損害及び因果関係の認定を行う当局とが截然と分化しているわけではないものの、ダンピングの認定は財務省を主体として行い、損害の認定は経済産業省及び製品の所管省庁（農産品の場合は農林水産省又は水産庁）を主体として行い、両者の因果関係については調査当局が総体として判断するという手順が通常とられる。こうした判断の基礎にするため、調査当局から調査対象企業（輸出国側）と申請者（輸入国側）の双方に質問状が送付され、それに対して原則として1か月以内に回答することが求められる。調査申請時に提出すべき書類及び調査開始後に民間の利害関係者に送付される質問状が標準化されたものの<sup>25)</sup>、小規模な農業生産者が多数関係する事案においては個別に質問状の内容が変更されうる。質問状への対応は個々の生産者の努力のみでは困難であり、組織的な支援の枠組みが不可欠である。この点、我が国における生産、流通、販売を含む多様な段階に関与するJAが、生産者の生産費用、規模、市況等に関する情報を日常的に整理して集約し、必要であれば関係省庁に照会しつつ適切な証拠を提供する局面において重要な役割を果たしうると思われる。

### 3. 和解のとりまとめ

輸入国産業がAD措置を申請する目的は、不公正な輸出行為によって我が国の産業が経済的損害を被らないようにすることである。しかしながら、AD協定はAD措置の乱用を防止するために客観的な証拠と透明な手続に基づいてAD調査を遂行するよう求めており、それを遂行するには相当の時間と費用がかかることも確かである。この点、AD調査を行った場合、調査当局としては調査の帰結としてAD措置（関税又は価格約束）を発動するかしないか決定することが求められる。他方で、輸出国と輸入国

---

25) AD政令第4条。

の双方の業界団体等による調整を通じて、ダンピング行為が解消されるよう業界間で合意すれば、AD調査が中止されるという選択肢もありうる。

価格約束の場合は、調査当局と個々の調査対象企業との個別合意であっても正式なAD措置の一形態であり、各国国内法上の手続と条件に服する。これに対して、業界間合意の場合、輸出国側の調査対象企業と輸入国側の申請者が民間合意として締結する非公式な合意であり、AD調査申請の取下げ又はAD調査の中止をもたらす。このように、価格約束と業界間合意の関係は、裁判上の和解と裁判外の和解の関係に類似しており、合意の第三者としての裁判所又は調査当局の関与の度合いも異なることとなる。

業界間合意が成立すれば、どの時点（措置発動前か後か）で、どのような形式（業界間の約束か、両国政府も関与した国際取極か）で確定するかはさておき、ダンピング輸出をめぐる紛争を柔軟かつ迅速に処理することが可能となる。AD制度が高度に法化した米国においても、重要な案件において業界間合意に基づく処理がなされる場合があることから<sup>26)</sup>、決して例外的・変則的な方法とはいえない。初期の例である「米国による韓国製半導体に関するAD措置」に関しては、WTO紛争処理手続でWTO協定違反と認定されたものの、WTO紛争処理裁定は措置の廃止までは命じなかった。当該措置が見直しによって撤廃されたのは、米韓DRAM業界の間で合意がなされたことによる点が注目できる<sup>27)</sup>。他方で、「メキシコによる米国産砂糖へのAD措置」については、米墨業界間の合意に両国政府がお墨付きを与えるという形で終結した<sup>28)</sup>。

むろん、こうした和解による処理を成功させるには、国内の関係業界の意見のとりまとめを行い、相手国の業界団体と折衝する能力が必要となる。この点でも、JAの有する国際的・国内的ネットワークが有用だと思われる。

26) うちWTO紛争処理手続に付託された事案としては、米国による韓国製DRAMへのAD措置、メキシコによる米国産砂糖へのAD措置、米国によるメキシコ産セメントへのAD措置、米国によるカナダ産木材に対するAD措置等が挙げられる。

27) 拙稿「米国の韓国産DRAMSに対するアンチダンピング措置・WTO小委員会報告」『貿易と関税』49巻11号（2001），43頁参照。

28) 拙稿“Dynamic Process of Transnational Dispute Settlement as an Autopoietic System? Implications of North American Experiences to East Asia,” paper presented at the AIELN Inaugural Conference, August 2009, available at [http://aieln1.web.fc2.com/Kobayashi\\_panel4.pdf](http://aieln1.web.fc2.com/Kobayashi_panel4.pdf), 参照。

#### 4. 発動後の監視

AD措置は、発動されれば常に十全に機能するとは限らない。というのも、輸出国側でAD措置を迂回する行為が発生する可能性があるからである<sup>29)</sup>。AD措置は特定国のみに発動されるため、措置の対象外の第三国を経由して輸入しようとしたり、新たな法人を設立して既存の適用税率を免れようとしたり、あるいは加工又は半加工を施して輸入しようとする場合がある。それゆえ、輸入国側の税関及び利害関係者は、措置対象企業の行動に対して継続して監視する必要がある。

この点、米国においては、AD税額の確定を事後的に行う制度であるため、AD措置を課しても対象企業が雲隠れするなどして取りはぐれる恐れがあるとして、調査対象企業に事前に追加的な保証を供託させる制度を設けた。しかしながら、AD協定はダンピングの程度を超えてAD税を課することを禁じており、この制度は過剰なAD関税を賦課するものとしてAD協定違反だとされた<sup>30)</sup>。このことにも表れているように、AD措置の実効性は税関のみで確保できるわけではなく、輸入国側の利害関係者が共同して輸入動向を監視することを必要とする。例えば、措置対象企業の販売・輸出活動の変化や措置対象外の国からの輸入の増加に対して目配りすること等が有効である。こうした作業は、個々の生産者が個別に対応するのは難しい。JAのように幅広い視野と情報を有する組織が取り組むことは有益だと思われる。

なお、こうした予防策は、AD措置の直接の救済効果が高まること以外にも間接的な効果を生じさせる可能性がある。仮にある製品について1つの国を対象としてAD措置が発動されれば、同種産品を輸入する際には当該発動対象国以外の国からの輸入であっても、原産地証明を追加的に求める等の追加的な検査を行うことが可能になる。これは、AD措置発動対象国から輸出された産品が第三国を経由して迂回輸入されることを防止するために正当化される対応であるところ、外国企業にとっては輸出入にかかるコストと通関手続にかかる日数を一定程度増大させる効果がある<sup>31)</sup>。AD措置は

---

29) 拙稿「WTOアンチダンピング協定における迂回防止措置の位置づけの再検討——近年の国家実行及び紛争処理事例の予備的考察——」『商学討究』59巻4号(2009)、202頁参照。

30) Appellate Body Report, *United States - Customs Bond Directive for Merchandise Subject to Anti-Dumping/Countervailing Duties*, WT/DS345/AB/R, adopted 1 August 2008.

セーフガード措置と異なり特定国のみに対する措置であるものの、このような場合には、AD措置の対象国以外からの輸入品との競争においても優位性をもたらす。

#### IV. 今後の課題

現在進行中のドーハ・ラウンド交渉によって従来のような関税障壁やセーフガード措置の利用可能性が狭まることが予想される以上、不公正な貿易に対する正当な対抗措置としてAD措置を利用することは真剣な検討に値するだろう。ただし、AD措置を用いるには時間と費用がかかり、しかも農産品については鉱工業品とは異なる留意点があることもたしかである。それゆえ、ある産品についてAD措置による救済を求めることが合理的かどうかの判断が、まず必要となる。こうした判断を含め、産品の特性に応じた多面的な検討を行い、生産者間の多様な意見を集約する役割をJAが担うことが期待される。

その上で、AD措置の発動を求めることとなれば、AD調査に協力し、AD措置が発動された後もその実効性を確保していくために、JAは様々な役割を果たしうる。さらに、農産品に関するAD措置を我が国の通商政策の中でどのように位置づけるかについて政府部内で引き続き検討が進められているところ、農業界においてもJAが中心となって政策提言してゆくことが重要となろう。本稿は、こうした多面的・多段階での検討を進めるための基本的な論点を示そうとするものである。

---

31) 特に生鮮品の場合に、外国同種産品の競争上の優位を減少させる可能性がある。